平成２１年（フ）第１３１号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目11番地４　マキシム苅田503号
債務者　若松　建一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第４１７７号
札幌市南区川沿６条２丁目２番５―102号
債務者　柄多　知湖
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０８号
札幌市北区新川１条３丁目４番７号　カトルセゾン101号
債務者　出町　一也
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４４０９号
札幌市北区新川１条３丁目４番７号　カトルセゾン101号
債務者　出町　絵理（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１号
札幌市東区伏古10条５丁目１番９号　コーポ佐竹２階Ｄ号
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３号
札幌市白石区菊水１条３丁目３番16号　コーポ白菊101号
債務者　眞田　幸広
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７号
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目４番18号　北陽マンション201号
債務者　市川　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７号
札幌市手稲区曙12条１丁目１番７―201号
債務者　佐藤　秀明
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８号
札幌市手稲区曙12条１丁目１番７―201号
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２３号
札幌市白石区中央３条１丁目２番７号
債務者　川村　春樹
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９号
北海道石狩市花川南１条２丁目179番地　カルム・デ・コルテ202号
債務者　黒澤　隆史
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００号
札幌市豊平区福住１条５丁目１番１号　コーポみどり104号
債務者　岩倉　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１１号
札幌市豊平区月寒西４条６丁目４番９号　アローハイム202号
債務者　木南　一馬
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１６号
札幌市西区琴似２条２丁目６番14号　琴似セブンパレスⅡ―206号
債務者　横山　仁志
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１７号
札幌市厚別区厚別南５丁目８番６号
債務者　横手　桂子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７７号
札幌市中央区南５条西10丁目1011番地２　サンシャインシティ弐番館1106号
債務者　小笠原　正
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６０号
札幌市南区中ノ沢１丁目10番３―304号
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部